

議案第 14 号

市川市市債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

市川市市債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市市債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

市川市市債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 3 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。
（市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）
- 2 市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条に次の 1 号を加える。
(5) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

理 由

市債の残高が減少したこと等により、市債管理基金の役割を終えたと判断したことから同基金を廃止するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。